一般財団法人福島県職員共助会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人福島県職員共助会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、職員の相互共済と福祉の増進に関する事業を行い、公務の能率的な運営に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　職員の福利厚生に関する事業

(2)　損害保険代理店業

(3)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員 12 名以上 22 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 10 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2　評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 11 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 12 条　評議員は、無報酬とする。

2　前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第 13 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 14 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分又は除外の承認
(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第 15 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第 16 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　理事長は、評議員会の日の７日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。
３　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（議長）
第 17 条　評議員会の議長は、出席評議員の中から互選する。
（決議）
第 18 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（決議の省略）
第 19 条　理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
２　前項の規定により評議員会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。
（議事録）
第 20 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出され

た議事録署名人２名以上が記名押印する。

３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

（評議員会への報告の省略）

第 21 条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その提案を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

第６章　役員

（役員の設置）

第 22 条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　３名以上 11 名以内

(2)　監事　３名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、２名を副理事長とする。

３　理事長及び副理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。

４　第２項の理事長をもって一般法人法第 197 条で準用する同法第 91 条第１項第１号の代表理事とし、第３項の常務理事をもって同法第 197 条で準用する同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 23 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第 26 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 27 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 28 条　理事及び監事は無報酬とする。

2　前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第 7 章　理事会

（構成）

第 29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 31 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3　理事会を招集するときは、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時､場所､目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

（議長）

第 32 条　理事会の議長は、理事長とする。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

（決議）

第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 34 条　理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

２　前項の規定により理事会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

（議事録）

第35条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

（理事会への報告の省略）

第36条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第10条についても適用する。

（解散）

第38条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配制限）

第39条　この法人は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）

第40条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年６月２日法律第49号）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章　事務局

（事務局）

第42条　この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

２　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章　雑則

（委任）

第 43 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年６月２日法律第 50 号、以下「整備法」という。）第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める一般法人の設立の登記の日（平成２６年４月１日）から施行する。

2　整備法第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この定款の施行の日前に、財団法人福島県職員共助会寄附行為に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。

4　この法人の最初の理事長は橋本明良、副理事長は湯野川守及び松崎健一、常務理事は林昭彦とする。

5　この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

小松利顕　熊田雅宏　村田文夫　橘内俊之　川村猪佐雄　渡辺春吉　小檜山裕展
森谷智子　菅野喜之　猪越　力　佐藤貴英　澤村英行　大内敦夫　田中光一
松岡春雄　佐藤寛喜　長谷川友之　小林恒雄　柳田敦彦　藤田一浩　橋本康正
鈴木　敦

別表　基本財産（第５条関係）

財　産　種　別	場　所　・　物　量　等
定　期　預　金	３，０００，０００円

一般財団法人福島県職員共助会　役員名簿

令和８年６月３０日　現在

役　職		所属	氏名
評議員		総務課	兼子　貴裕
		企画調整課	五十嵐　規夫
		生活環境総務課	吉田　麻里子
		保健福祉総務課	大津加　拓
		商工総務課	須藤　卓也
		農林総務課	鈴木　啓太
		土木総務課	根本　恭
		出納総務課	箭内　桃子
		県北地方振興局企画商工部	熊谷　裕次郎
		県中地方振興局企画商工部	藤田　沙織
		医科大学福利厚生係	片平　智博
		県職連合	大内　武広
		県職連合	神山　慎也
		県職連合	瀧澤　修
		県職連合	小林　浩之
		県職連合	小林　宏典
		県職連合	米畑　　聡
		県職連合	増井　勝彦
		県職連合	遠藤　達矢
		県職連合	坂内　勇太
		県職連合	吉田　治久
		県職連合	菅野　拓朗
理事	理事長	総務部次長（人事担当）	本多　明
	副理事長	県職連合	鈴木　貴士
	副理事長	職員業務課	五十嵐　睦
	常務理事	福利厚生室	相樂　望
		商工総務課	中村　英康
		農林総務課	渡邉　昌明
		県北地方振興局企画商工部	小野寺　伴彦
		県職連合	松井　沙耶香
		県職連合	羽賀　理恵
		県職連合	原　有
		県職連合	赤城　順
監事		出納局審査課	橋川　敦子
		県職連合	小林　昌史
		(株)東邦銀行県庁支店	土田　泰之

令和７年度一般財団法人福島県職員共助会事業報告

Ⅰ　決算概要

一般財団法人福島県職員共助会は、会員からの掛金を財源とし、会員の相互共済と福祉の増進を図るため、基本財産を安全かつ確実に管理し、県及び共済組合と連携しながら、多様化する会員のニーズに応えるべく各種の事業を実施してきた。

令和７年度においては、一般財団法人への移行１２年目であるため、令和６年度の管理・運営体制等を検証し、公益法人制度改革に基づいた運営基盤を確立できるように取り組んだ。また、可能な限り当法人の設立目的である「会員の相互共済」を図りながら、共助会の安定した運営に努めたところである。

各経理における事業実施概要については以下のとおりである。

１　公益目的支出会計

不特定かつ多数の者の利益に寄与するため、福島県に対して、年間 5,100 千円の寄附を行った。

２　短期経理

会員の被扶養者に対する医療費助成等の各種短期給付事業を実施した。

被扶養者医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を 5,000 円として事業を実施した。

短期給付事業の給付実績は、４種 65,020 千円で、前年度の４種 64,125 千円に対し、895 千円（1.4%）の増となった。この給付額増加の主な理由は、出産見舞金が増加したことによるものである。

※４種：被扶養者医療補助金、出産見舞金、災害見舞金、介護休暇給付金

３　福祉経理

（１）会員に対する医療費助成等の各種福祉給付事業を実施した。

会員医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を 5,000 円として事業を実施した。

福祉給付事業の給付実績は、６種 152,080 千円で、前年度の６種 153,056 千円に対し、976 千円（▲0.6%）の減となった。この給付額減少の主な理由は、結婚祝金が減少したことによるものである。

※６種：会員医療補助金、死亡弔慰金、出産助成金、結婚祝金
小学校入学祝金、永年勤続リフレッシュ給付金

（２）会員とその家族の健康管理、保養などの福利厚生の充実を図るため宿泊施設利用助成事業、健康づくり推進事業等の事業を実施する厚生費については、給付実績は４事業 20,011 千円で、前年度４事業 18,183 千円に対し、1,828 千円（10.1%）の増となった。この給付額増加の主な理由は、健康づくり推進事業、永年勤続退職会員優待事業、空の旅助成事業が増加したことによるものである。

※４事業：宿泊設利用助成、健康づくり推進事業
永年勤続退職会員優 待事業、空の旅助成

４　グループ保険会計

第１グループ保険と第２グループ保険の統合及び医療保障保険の保険内容を充実させた新グループ保険へ制度を改正し、平成２８年９月（第５０保険年度）から移行した。

また、日本生命を幹事会社とした第一生命、太陽生命の三社共同引受体制による事業を継続実施し、グループ保険加入者からの保険料により安定した運営に努めた。

５　次世代育成支援対策会計

会員の仕事と子育ての両立支援に向けた次世代育成支援対策事業として、各種給付事業を実施した。

６　損害保険代理店業会計

一般財団法人への移行に伴い、当法人で会員及びその被扶養者の医療補助金を独自に行うことができなくなったため、保険商品を活用し、当該医療補助金を実施した。

７　法人会計

共助会事業の安定に寄与するため、各種事業に係る事務費の適切な執行及び基本財産をはじめとした資金の効率的運用に努めた。

Ⅱ　一般的事項

１　会員数・被扶養者数

会員数			被扶養者数		
令和７年度末	令和６年度末	増減	令和７年度末	令和６年度末	増減
9,444 人	9,398 人	46 人	7,241 人	7,387 人	▲146 人

２　掛金

区分	掛金率
短期経理	0.8/1000
福祉経理	7.2/1000

３　基本財産の増減及び残高

経理	科目	７年度末残高	７年度中増加額	７年度中減少額	８年度末残高
法人会計	定期預金	3,000,000 円	0 円	0 円	3,000,000 円

Ⅲ　理事会及び評議員会の開催状況

１　令和７年４月１４日　評議員会

形　　態　決議の省略の方法による
決議事項　評議員、理事及び監事の選任の件。
　　理事長　山内　建史　が提案した上記事項について、評議員及び監事全員が４月３０日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

２　令和７年６月６日　理事会

開催場所　杉妻会館４階　牡丹
決議事項　議案第１号　令和６年度決算（案）について
　　議案第２号　新規事業の検討（案）について
　　議案第３号　令和７年度変更予算（案）について
出 席 等　出席理事の数８名、監事出席２名

３　令和７年６月１３日　評議員会

開催場所　決議の省略の方法による
決議事項　議案第１号　令和６年度決算（案）について
　　議案第２号　新規事業の検討（案）について
　　議案第３号　令和７年度変更予算（案）について
　　理事長　山内　建史　が提案した上記事項について、評議員及び監事全員が６月２３日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

４　令和８年１月２２日　理事会

開催場所　杉妻会館　３階　百合
決議事項　議案第１号　令和７年度変更予算（案）
　　議案第２号　令和８年度当初予算（案）
出 席 等　出席理事の数９名、出席監事２名

５　令和８年１月２９日　評議員会

開催場所　決議の省略の方法による
決議事項　議案第１号　令和７年度変更予算（案）
　　議案第２号　令和８年度当初予算（案）
　　理事長　山内　建史　が提案した上記事項について、評議員及び監事全員が２月１３日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

法人全体

貸 借 対 照 表

一般財団法人福島県職員共助会

（単位:円）

令 和8年3月31日 現在

科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	508,396,161	461,281,351	47,114,810
東邦銀行県庁支店	508,396,161	461,281,351	47,114,810
前払費用	124,316,530	131,263,430	△6,946,900
未収金	40,744,820	30,223,008	10,521,812
立替金	110,393	126,072	△15,679
未収収益	97,756	36,690	61,066
流動資産合計	673,665,660	622,930,551	50,735,109
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	751,300	632,900	118,400
その他固定資産合計	751,300	632,900	118,400
固定資産合計	3,751,300	3,632,900	118,400
資産合計	677,416,960	626,563,451	50,853,509
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	41,685,561	30,714,672	10,970,889
未払消費税	959,900	650,400	309,500
未払法人税等	7,316,700	7,460,900	△144,200
預り金	0	35,386	△35,386
社会保険料	0	35,386	△35,386
前受金	1,234,600	2,476,876	△1,242,276
支払備金	8,611,900	7,080,652	1,531,248
流動負債合計	59,808,661	48,418,886	11,389,775
2. 固定負債			
責任準備金	193,215,902	167,490,286	25,725,616
固定負債合計	193,215,902	167,490,286	25,725,616
負債合計	253,024,563	215,909,172	37,115,391
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	423,392,397	409,654,279	13,738,118
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	424,392,397	410,654,279	13,738,118
負債及び正味財産合計	677,416,960	626,563,451	50,853,509

正味財産増減計算書

（単位:円）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[61,213]	[36,548]	[24,665]
基本財産受取利息	61,213	36,548	24,665
受取会員掛金	[313,017,525]	[302,649,590]	[10,367,935]
受取会員掛金	313,017,525	302,649,590	10,367,935
事業収益	[273,898,766]	[257,305,694]	[16,593,072]
受取保険料収益	196,943,346	202,500,138	△ 5,556,792
受取配当金収益	43,684,987	21,354,426	22,330,561
受取手数料収益	33,270,433	33,451,130	△ 180,697
利息及び配当金収益	[65]	[5]	[60]
受取利息	65	5	60
雑収益	[1,530,851]	[1,672,720]	[△ 141,869]
雑収益	1,530,851	1,672,720	△ 141,869
経常収益計	588,508,420	561,664,557	26,843,863
(2) 経常費用			
事業費	[557,554,254]	[509,150,871]	[48,403,383]
会員医療補助金	85,990,411	85,326,151	664,260
被扶養者医療補助金	46,460,158	46,018,920	441,238
出産見舞金	18,560,000	17,800,000	760,000
出産助成金	8,370,000	5,460,000	2,910,000
死亡弔慰金	5,010,000	5,090,000	△ 80,000
災害見舞金	0	130,000	△ 130,000
介護休暇給付金	0	177,264	△ 177,264
結婚祝金	9,650,000	11,850,000	△ 2,200,000
小学校入学祝金	16,200,000	15,700,000	500,000
育児休業給付金	3,061,493	1,955,184	1,106,309
リフレッシュ給付金	27,130,000	29,630,000	△ 2,500,000
厚生費	20,223,650	18,182,960	2,040,690
支払保険料	196,852,655	201,993,700	△ 5,141,045
支払配当金	43,673,989	21,320,746	22,353,243
保育サポート事業費	11,346,750	11,241,650	105,100
育児休業取得推進事業費	6,321,301	4,529,125	1,792,176
事務委託費	16,386,240	15,519,660	866,580
旅費	176,328	167,720	8,608
事務費	(2,348,905)	(1,636,342)	(712,563)
事務用消耗品費	150,726	119,151	31,575
図書印刷費	253,023	362,090	△ 109,067
通信運搬費	227,466	147,305	80,161
会議費	30,694	25,935	4,759
その他	1,686,996	981,861	705,135
賃借料	529,850	561,250	△ 31,400
負担金	936,327	792,763	143,564
委託費	2,523,840	2,523,840	0
租税公課	28,009	55,379	△ 27,370
報酬	2,201,160	2,078,760	122,400
職員手当	852,948	796,857	56,091
支払寄附金	5,100,000	5,100,000	0
責任準備金繰入	27,612,510	3,499,610	24,112,900
雑費	7,730	12,990	△ 5,260
管理費	[11,786,242]	[11,223,635]	[562,607]
事務委託費	4,413,760	4,180,340	233,420
旅費	24,640	25,629	△ 989
事務費	(371,103)	(196,587)	(174,516)
事務用消耗品費	18,675	18,675	0
図書印刷費	167	0	167
通信運搬費	35,802	19,952	15,850
会議費	6,752	4,065	2,687
その他	301,449	153,895	147,554
賃借料	105,841	112,116	△ 6,275
負担金	315,885	287,478	28,407
委託費	504,160	504,160	0
租税公課	2,752,651	2,512,516	240,135
報酬	2,190,467	2,078,760	111,707
職員手当	854,592	796,857	57,735
減価償却費	(251,600)	(526,600)	(△ 275,000)
ソフトウェア償却費	251,600	526,600	△ 275,000
雑費	1,543	2,592	△ 1,049
経常費用計	569,340,496	520,374,506	48,965,990
当期経常増減額	19,167,924	41,290,051	△ 22,122,127
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
引当金戻入額	[1,886,894]	[6,953,883]	[△ 5,066,989]
責任準備金戻入額	1,886,894	6,953,883	△ 5,066,989
経常外収益計	1,886,894	6,953,883	△ 5,066,989
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,886,894	6,953,883	△ 5,066,989
税引前当期一般正味財産増減額	21,054,818	48,243,934	△ 27,189,116
法人税、住民税及び事業税	7,316,700	7,460,900	△ 144,200
当期一般正味財産増減額	13,738,118	40,783,034	△ 27,044,916
一般正味財産期首残高	409,654,279	368,871,245	40,783,034
一般正味財産期末残高	423,392,397	409,654,279	13,738,118
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
Ⅲ　正味財産期末残高	424,392,397	410,654,279	13,738,118

財産目録

令和8年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　　額
(流動資産)				
	預金	東邦銀行県庁支店		508,396,161
	前払費用			124,316,530
	未収金			40,744,820
	立替金			110,393
	未収収益			97,756
流動資産合計				673,665,660
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金			3,000,000
その他固定資産				
	ソフトウェア			751,300
固定資産合計				3,751,300
資産合計				677,416,960
(流動負債)				
	未払費用			41,685,561
	未払消費税			959,900
	未払法人税等			7,316,700
	前受金			1,234,600
	支払備金			8,611,900
流動負債合計				59,808,661
(固定負債)				
	責任準備金			193,215,902
固定負債合計				193,215,902
負債合計				253,024,563
正味財産				424,392,397

財務諸表に対する注記及び附属明細書

財務諸表に対する注記

1　重要な会計方針
消費税等の会計処理について
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2　基本財産の増減額
基本財産の増減額は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

3　基本財産の財源等の内訳
基本財産の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	3,000,000	(1,000,000)	(2,000,000)	(－)
合計	3,000,000	(1,000,000)	(2,000,000)	(－)

附属明細書

1　基本財産の明細
基本財産の明細については、財務諸表の注記に記載をしているため、注記を省略している。

貸 借 対 照 表

法人全体

一般財団法人　福島県職員共助会

令和 7年 3月31日現在

（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	461,281,351	421,751,066	39,530,285
東邦銀行県庁支店	461,281,351	421,751,066	39,530,285
前払費用	131,263,430	130,863,840	399,590
未収金	30,223,008	34,501,269	△4,278,261
立替金	126,072	135,745	△9,673
未収収益	36,690	154	36,536
流動資産合計	622,930,551	587,252,074	35,678,477
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	632,900	1,159,500	△526,600
その他固定資産合計	632,900	1,159,500	△526,600
固定資産合計	3,632,900	4,159,500	△526,600
資産合計	626,563,451	591,411,574	35,151,877
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	30,714,672	34,482,622	△3,767,950
未払消費税	650,400	979,200	△328,800
未払法人税等	7,460,900	10,663,100	△3,202,200
預り金	35,386	6,820	28,566
社会保険料	35,386	6,820	28,566
前受金	2,476,876	2,380,488	96,388
支払備金	7,080,652	2,083,540	4,997,112
流動負債合計	48,418,886	50,595,770	△2,176,884
2. 固定負債			
責任準備金	167,490,286	170,944,559	△3,454,273
固定負債合計	167,490,286	170,944,559	△3,454,273
負債合計	215,909,172	221,540,329	△5,631,157
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	409,654,279	368,871,245	40,783,034
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	410,654,279	369,871,245	40,783,034
負債及び正味財産合計	626,563,451	591,411,574	35,151,877

貸 借 対 照 表

法人全体　　一般財団法人　福島県職員共助会

令和 6年 3月31日現在　　（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	421,751,066	369,874,540	51,876,526
東邦銀行県庁支店	421,751,066	369,874,540	51,876,526
前払費用	130,863,840	148,929,960	△18,066,120
未収金	34,501,269	26,450,163	8,051,106
立替金	135,745	132,011	3,734
未収収益	154	301	△147
流動資産合計	587,252,074	545,386,975	41,865,099
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,159,500	1,711,100	△551,600
その他固定資産合計	1,159,500	1,711,100	△551,600
固定資産合計	4,159,500	4,711,100	△551,600
資産合計	591,411,574	550,098,075	41,313,499
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	34,482,622	26,586,244	7,896,378
未払消費税	979,200	1,092,500	△113,300
未払法人税等	10,663,100	11,628,100	△965,000
預り金	6,820	0	6,820
社会保険料	6,820	0	6,820
前受金	2,380,488	2,168,133	212,355
支払備金	2,083,540	6,853,803	△4,770,263
流動負債合計	50,595,770	48,328,780	2,266,990
2. 固定負債			
責任準備金	170,944,559	125,170,012	45,774,547
固定負債合計	170,944,559	125,170,012	45,774,547
負債合計	221,540,329	173,498,792	48,041,537
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	368,871,245	375,599,283	△6,728,038
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	369,871,245	376,599,283	△6,728,038
負債及び正味財産合計	591,411,574	550,098,075	41,313,499

貸 借 対 照 表

法人全体　　一般財団法人　福島県職員共助会

令和 5年 3月31日現在　　（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	369,874,540	329,136,224	40,738,316
東邦銀行県庁支店	369,874,540	329,136,224	40,738,316
前払費用	148,929,960	154,712,770	△5,782,810
未収金	26,450,163	25,912,937	537,226
立替金	132,011	139,002	△6,991
未収収益	301	284	17
流動資産合計	545,386,975	509,901,217	35,485,758
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,711,100	875,000	836,100
その他固定資産合計	1,711,100	875,000	836,100
固定資産合計	4,711,100	3,875,000	836,100
資産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	7,603,088	△7,603,088
未払費用	26,586,244	17,723,205	8,863,039
未払消費税	1,092,500	1,037,300	55,200
未払法人税等	11,628,100	10,532,300	1,095,800
前受金	2,168,133	3,686,989	△1,518,856
支払備金	6,853,803	5,433,726	1,420,077
流動負債合計	48,328,780	46,016,608	2,312,172
2. 固定負債			
責任準備金	125,170,012	120,116,614	5,053,398
固定負債合計	125,170,012	120,116,614	5,053,398
負債合計	173,498,792	166,133,222	7,365,570
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	375,599,283	346,642,995	28,956,288
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	376,599,283	347,642,995	28,956,288
負債及び正味財産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在　　（単位 ： 円）

科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	329,136,224	306,745,241	22,390,983
東邦銀行県庁支店	329,136,224	306,745,241	22,390,983
前払費用	154,712,770	159,694,670	△4,981,900
未収金	25,912,937	35,536,771	△9,623,834
立替金	139,002	141,185	△2,183
未収収益	284	267	17
流動資産合計	509,901,217	502,118,134	7,783,083
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	875,000	1,311,583	△436,583
その他固定資産合計	875,000	1,311,583	△436,583
固定資産合計	3,875,000	4,311,583	△436,583
資産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,603,088	14,626,192	△7,023,104
未払費用	17,723,205	20,236,006	△2,512,801
未払消費税	1,037,300	2,076,500	△1,039,200
未払法人税等	10,532,300	11,974,300	△1,442,000
前受金	3,686,989	2,303,889	1,383,100
支払備金	5,433,726	6,815,078	△1,381,352
流動負債合計	46,016,608	58,031,965	△12,015,357
2. 固定負債			
責任準備金	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
固定負債合計	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
負債合計	166,133,222	194,541,535	△28,408,313
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	346,642,995	310,888,182	35,754,813
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	347,642,995	311,888,182	35,754,813
負債及び正味財産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在　　（単位 ： 円）

科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	306,745,241	270,950,893	35,794,348
東邦銀行県庁支店	306,745,241	270,950,893	35,794,348
前払費用	159,694,670	158,565,350	1,129,320
未収金	35,536,771	26,227,871	9,308,900
立替金	141,185	177,187	△36,002
未収収益	267	298	△31
流動資産合計	502,118,134	455,921,599	46,196,535
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,311,583	1,846,250	△534,667
その他固定資産合計	1,311,583	1,846,250	△534,667
固定資産合計	4,311,583	4,846,250	△534,667
資産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,626,192	8,604,184	6,022,008
未払費用	20,236,006	18,234,195	2,001,811
未払消費税	2,076,500	0	2,076,500
未払法人税等	11,974,300	9,458,200	2,516,100
前受金	2,303,889	3,181,758	△877,869
支払備金	6,815,078	7,107,317	△292,239
流動負債合計	58,031,965	46,585,654	11,446,311
2. 固定負債			
責任準備金	136,509,570	133,463,670	3,045,900
固定負債合計	136,509,570	133,463,670	3,045,900
負債合計	194,541,535	180,049,324	14,492,211
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	310,888,182	279,718,525	31,169,657
（うち基本財産への充当額）	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	311,888,182	280,718,525	31,169,657
負債及び正味財産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868